

制定 平成 23 年 4 月 1 日
一部変更 平成 25 年 4 月 1 日
一部変更 平成 27 年 4 月 1 日
一部変更 平成 28 年 11 月 30 日
一部変更 令和 2 年 4 月 1 日
公益財団法人練馬区環境まちづくり公社

公益財団法人練馬区環境まちづくり公社の一般事業主行動計画の変更について

平成 15 年 7 月に成立・公布された次世代育成支援対策推進法の内容を推進するため、国や地方公共団体のみならず、事業主も役割を分担して国全体の取組みへと発展させていく必要があるとの趣旨から、「一般事業主行動計画」の策定・届出が義務付けられている。

当公社も、一般事業主行動計画の策定・届出の人員要件 101 人以上に該当しているため、平成 23 年 4 月 1 日に策定し、届出も行ってきた。

その後、次世代育成支援対策推進法の一部が改正され、一般事業主行動計画の策定・届出の義務が令和 7 年 3 月 31 日まで延長されたため、平成 27 年 4 月 1 日に新たな計画期間の策定・届出を行ったが、この計画期間が満了するため計画期間の変更を行うこととする。

記

1 計画の内容

社員が安心して就業できる職場環境の構築と、培った貴重な能力を継続的に発揮できるようにするため、つぎの行動計画を策定する。

<目標 1>

制度の趣旨および取得できる休暇等を分かりやすく伝え、休暇取得者および同じ職場で働く社員への理解を深めるための取組

- 対策
- ・アンケートの実施
 - ・周知パンフレット等の作成

<目標 2>

若年者に対するインターンシップ等の就業体験の提供

- 対策
- ・みどりのまちづくりセンターにおけるインターンシップ事業の実施

2 計画期間

令和 2 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日

3 公表の方法

公社ホームページ等

4 計画策定におけるヒアリング

育児休業取得および子育て経験のある女性社員に対する意見聴取